平成 15 年 5 月 20 日内閣府構造改革特区担当室

構造改革特別区域計画の第2弾認定について

平成 15 年 4 月 1 日(火)から 14 日(月)までの間に受付を致しました、地方公共団体等から申請された構造改革特別区域計画について、第 2 弾の認定を行う 6 0 件を決定致しました。

5月23日(金)に認定式を開催し、認定された特区計画の申請主体の代表者に対して、鴻池構造改革特区担当大臣から認定書を交付することとしております。

申請計画数:129件(申請主体数:111団体)

第2弾認定計画数: 60件(第1弾認定計画数は57件)

*)詳細については、別紙のとおり

構造改革特区の第2弾認定について

平成15年5月20日内閣府構造改革特区担当室

4月1日から第1回目の構造改革特別区域計画の認定申請を開始し、111の団体から 129件の構造改革特別区域計画が申請された。

これらの中から、4月21日に熟度の高い57件を第1弾として前倒しして認定したところであるが、残る計画について引き続き審査を行い、構造改革特別区域法及び構造改革特別区域基本方針に定めた<u>認定基準に適合する60件</u>の計画を、5月23日に第2弾として認定する。

なお、構造改革特別区域計画として提出されたものの、第1弾、第2弾認定の対象とならなかったものは、

認定基準に合致していないもの

規制の特例措置を講じなくても事業が実施可能であること等により<u>構造改革特別区</u> 域計画が取り下げられたもの

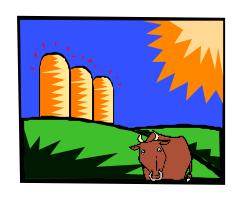
である。

今後、夏頃に立ち上げる予定の評価委員会(仮称)において、認定された構造改革特 区で講じられた規制の特例措置の効果、影響等を評価し、全国において実施可能なも のについては、すみやかに全国規模の規制改革につなげている。

第2弾認定で実現した特区の例

1.農業関係特区

自然産業特区【兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町】



株式会社等による民間の経営ノウハウを活かした肉用牛の肥育・加工・提供の一貫経営や野菜・花き栽培などによる耕作放棄地の解消、ひょうご安心ブランド農産物の生産拠点の形成や、淡路景観園芸学校を拠点とした市民農園・ひょうご型ダーチャ(農園付き別荘)の整備などによる楽農生活交流人口の拡大などにより、花と緑あふれる公園島淡路の実現を図る。

- (農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入、市民農園 の開設者の範囲の拡大)
- ・耕作放棄地〔147.7ha(H15年) 116.7ha(H20年) 78.7ha(H25年))
- ・楽農交流人口〔422,305人(H13年) 53.3万人(H20年) 65万人(H25年)

南信州グリーンツーリズム特区【長野県飯田市】



中山間地の普通の農家が農家泊に取り組むことを可能とすること等による総合的なグリーンツーリズムの実施、農業者・NPO法人・企業などによる遊休農地を利用した市民農園の開設・運営などにより、都市農村交流、定住人口の拡大等を実現し、中山間地域における地域コミュニティの再生を図る。

(農家民宿における簡易な消防設備等の容認、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入、市民農園の開設者の範囲の拡大)

- ・体験教育旅行入込み人数〔1.7万人(H14年度 2.5万人(H16年度末))〕
- ・農家泊受入れ農家数〔220軒(H14年度) 500軒(H16年度末)〕
- ・遊休農地利用〔Oha(H14年度) 3ha(H16年度末)〕
- ・新規就農者 [H14年度に8人、H16年度に12人]

2. 産学連携、産業活性化関係特区

国際自動車特区【愛知県、豊橋市、蒲郡市、御津町、田原町】

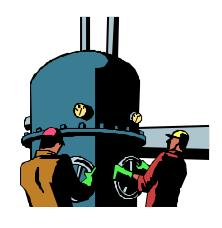


内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車 の輸出入などの流通機能を高めるとともに、豊橋技術科学大学と ドイツの大学との連携等を通じて自動車関連技術の研究開発を促 進し、国際自動車産業都市の実現を目指す。

(自動車の回送運行時の仮ナンバー表示の柔軟化、外国人研究者受入 れ促進、国有施設等の廉価使用の拡大等)

- ・年間1万7千時間の回送運行に要する時間の短縮
- ・産学共同研究が平成22年までに約250件(平成15年度比で5倍)
- ・外国人研究者の受入れ〔33人(H15年) 45人(H22年)〕

びんご産業再生特区【広島県、福山市】



鉄鋼、機械、造船等の重厚長大型産業の集積地において、公害防止対策で培われたノウハウを活用し、使用済み繊維製品からのアルコールの製造などのリサイクル産業の創出を図り、産業再生を目指す。

(再生資源を利用したアルコール製造の容認)

・環境関連産業の操業〔7件(H13年) 24件(H19年)〕

3.教育関係特区

キキョウ学習特区【岐阜県多治見市】



不登校児童生徒が引きこもり状態からの脱却を望む場合に、家庭訪問等の支援を行いながら、パソコン通信による学習やメール等による情報交流活動などITを活用した学習活動を出席扱いすることにより、不登校状態の改善を目指す。

(IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大)

・不登校出現率(千人中) / 小学校:7.5人(H13) 3.6人以下(3年以内目途) 中学校:36.1人(H13) 29.0人以下(同上)

4.生活福祉関係特区

上勝町有償ボランティア輸送特区【徳島県上勝町】



昭和30年の6,265人から平成12年には2,124人へ人口が減少し、 高齢化比率が44.1%に達する一方、民間路線バスが撤退し、唯 一の民間による公共輸送機関であるタクシー会社が休業している現 状において、町の登録ボランティアと自家用車等を活用して、路線 バスへのアクセス、診療所通所や買い物等のための移動サービス を充実することにより、中高齢者の雇用創出と住民サービスの向上 を図る。

(交通機関空白の過疎地におけるボランティア輸送の有償化)

・高齢者976名、障害者283名、車がない世帯157世帯へサービスを提供

		申請主体					
	都道府県 名	名 (地方公共 団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回認定された規制の特例措 置	規制の特 定事業の 番号
9 . 生活福祉関連(7特区)							
54	東京都	世田谷区	NPO等移送協 働特区	東京都世田谷区 の全域	世田谷区内には、既に数年以上活動 実績がある移送サービス団体があり、また、これらの団体が協議としたネットワークとで移動サービス協議会をさらに、りたることを活かし、の体制ブステムを動取難者が利用しやすいシステムを動取難者が利用してすいるの参加の拡大を図る。		1 2 0 6
55	長野県	小海町	小海町福祉輸送 特区	長野県南佐久郡 小海町の全域	小海町では、既存の公共交通機関が 歩行困難者や車イス利用者のための 特殊車両を有しておらず、高齢者や 身体障害者等移動制約者に対する十 分な輸送サービスが確保されていな いため、小海町社会福祉協議会から かじめ登録した会員等に対けしどみ で安全かつ低廉な有償輸送サービス を提供することにより、地域福祉の 増進を図る。	・NPOによるボランティア 輸送の有償化	1 2 0 6
56	長野県	大桑村	大桑村障害者地 域ケア特区	長野県木曽郡大 桑村の全域	障害者の主体性、選択性を尊重する 支援費制度の施行にともない、ディ サービス事業への期待は高まってい ることを踏まえ、障害者共同作業所 の設置等とあいまって、障害者 (児)による既存の指定通所介護事 業所の利用を可能にすることによ り、障害者(児)の地域での自立支 援と社会参加を図る。	障害児等のデイサービスの容	906
57	長野県	木島平村	木島平村デイ サービス事業バ リアフリー特区	長野県下高井郡 木島平村の全域	障害者の主体性、選択性を尊重する 支援費制度の施行にともない、ディ サービス事業への期待は高まってネ ることを踏まえ、障害のケアつ、所 ジメント体制の構築を図りつつ、所 害者(児)による既存の指定通所介 護事業所の利用を可能にすることに より、障害者(児)の地域での自立 支援と社会参加を図る。	PA 1 PA	906
58	岐阜県	岐阜市	福祉サービスの 向上特区	岐阜市の全域	障害児通園施設の調理業務を外部委託することにより、提供される食事の質の向上と効率的な運営による経費の削減を図るとともに、デイサービス事業など在宅福祉サービスの拡充を図ることにより、市内の障害児・者に対して多様な福祉サービスを提供する。		909
59	徳島県	上勝町	上勝町有償ボラ ンティア輸送特 区	徳島県勝浦郡上 勝町の全域	上勝町は過疎化が進む中、バス・タクシー等の交通弱者の移動手段が縮小していることから、町の登録ボランティアと自家用車等を活用し、除パスへのアクセス、診療所通所で発展が、路間に物等のための移動サービスをどますることにより、住民へのサービス向上を図る。	・交通機関空白の過疎地にお けるボランティア輸送の有償 化	1207
60	熊本県	菊池市	菊池市福祉サー ビス応援特区	菊池市の全域	高齢者、障害児・者の在宅福祉サービスを充実・拡大するため、受益現 でとにサービスが区分されている現 行制度に対し、相互に利用できるようにすることで福祉サービスの拡大を図るとともに、福祉車両を使っことを譲者に代わって送迎等を行うことで保護者の負担軽減や就労の継続を図る。	障害児等のデイサービスの容認 ・N P O によるボランティア	906、 1206